

令和7年度

金沢市育英会奨学生募集要項

(能登半島地震で被災された奨学生候補者)

1. 趣 旨

金沢市育英会奨学資金は、高等学校に在学する生徒及び特別支援学校の高等部に在学する生徒で令和7年4月2日において20歳未満の者のうち学業が優れ又は文化・スポーツ活動に熱心に取り組み、生活態度が良く、健康上就学に支障がないが、経済的理由のため就学困難な生徒に対し学資を支給することにより、有為の人材を養成して社会の福祉に寄与することを目的としています。

2. 奨学金の予定額

月額10,000円（給付型の奨学金です。返済の必要はありません。）

3. 給付の期間

令和7年4月から高等学校（特別支援学校の高等部を含む）の最短修業年限の最終月までとします。

（ただし、年度途中で転入してきた場合には、転入月からの支給となります。）

また、資格要件に該当しなくなった場合は、この限りではありません。）

4. 募集の時期及び手続き

必要書類を各学校の指定する期限までに提出してください。なお、直接市に提出されても受理いたしませんのでご注意ください。

＊ 市が各学校から募集する期間

令和7年4月10日（木）～ 令和7年5月15日（木）

5. 応募資格

（1）被災されたことが確認できること。

（2）学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく高等学校又は特別支援学校の高等部に在学する生徒で令和7年4月2日において20歳未満の者のうち、学業が優れ、生活態度がよく、健康上就学に支障がなく、奨学するにふさわしい者であること。

（3）奨学生本人が金沢市内に現に居所があること。

（4）保護者が、次の①又は②のいずれかに該当し、令和6年1月1日に災害救助法適用市町村に住所を有していた者。ただし、②の対象者は能登地域（※）から金沢市へ転入した者に限る。

※能登地域は、内灘町、津幡町、かほく市、宝達志水町、羽咋市、志賀町、中能登町、七尾市、穴水町、能登町、輪島市、珠洲市の5市7町

項目	内容	確認書類	備考
①住家の被害状況	全壊、大規模半壊、 中規模半壊、半壊、 準半壊、床上浸水、 全焼、半焼	り災証明書 等	金沢市内在住者を含む
②主たる生計維持者	死亡、重篤な傷病、行方 不明、廃業、休業、失職	医師の診断書、税務署 への廃業届 等	被災住所が能登地 域の者に限る

(5) 学資の支弁が困難であること。

(6) 県育英会資金貸与条例による育英資金、その他の育英資金・奨学資金の貸付又は交付を受けていない者であること。ただし、「石川県教育費負担軽減奨学金」は、その他の育英資金・奨学資金に該当しないものとする。

(特別支援教育就学奨励費も、その他の育英資金・奨学資金に該当しない。)

6. 応募に必要な書類について

◎印は必ず提出するもの

種 類	新規奨学生	既奨学生
①奨学生願書（能登半島地震用）（様式1）	◎	-
②被災されたことがわかる確認書類（写し）。	◎	-
③被災時の住所が確認できるもの（免許証等の写し）。ただし、 ②の確認書類でわかる場合は不要	◎	-
④奨学生推薦調書（能登半島地震用）（様式2：推薦校記載）	◎	-
⑤継続申請者届出書（能登半島地震用）（様式3：推薦校記載）	-	◎

7. 採用決定について

7月上旬頃に所属学校長を通じて通知します。

8. その他

採用後、奨学生が転出する等、世帯状況の変動があった場合はすみやかにご連絡ください。
また、年度末に奨学資金を受給しての感想文を提出していただきます。

お問い合わせ

〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号

金沢市こども未来局子育て支援課内 金沢市育英会事務局 TEL 220-2285